

## 令和8年度高島町省エネ家電普及支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー価格高騰の影響を受けている家庭のエネルギー費用負担を軽減するため、省エネ性能の高い家電製品への買い換えを支援し、もって家庭における温室効果ガス排出量の削減に寄与するため、予算の範囲内で交付する補助金に関し、高島町補助金等の適正化に関する規則（昭和44年12月規則第18号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「省エネ家電」とは、経済産業省が定める最新の省エネ基準達成率100%以上又は統一省エネラベルの多段階評価点4.0以上の家電製品のうち、エアコン、電気冷蔵庫及びLED照明器具をいう。

### (補助対象製品)

第3条 補助金交付の対象となる製品（以下「補助対象製品」という。）は、令和8年5月1日以後に、第4条の規定により町長が登録した町内の事業所（以下「対象事業所」という。）において購入した新品（未使用品）であり、かつ、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる要件を満たす省エネ家電とする。

(1) エアコン、電気冷蔵庫 既設の同一種類の家電からの買い換えであること。

(2) LED照明器具

ア 既設の照明（LED照明を除く。）からの買い換えであること。

イ 室内に固定して使用するものであること。この場合において、コンセント式、電池式等の容易に持ち運ぶことができるもの及びランプ単体は対象外とする。

### (対象事業所の登録)

第4条 対象事業所の登録を受けようとする事業者は、町内に本社又は主たる事業所を有する事業者でなければならない。

2 対象事業所の登録を受けようとする者は、令和8年度高島町省エネ家電普及支援事業対象事業所登録申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、対象事業所として登録し、公表するものとする。

### (補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす個人とする。

- (1) 町内に住所を有していること。
- (2) 自らが属する世帯全員が町税等を滞納していないこと。
- (3) 自らが居住している町内にある住宅（併用住宅にあつては住宅部分に限る。）の既設家電を省エネ家電に買い換えて設置すること。
- (4) 申請者又は申請者と同一世帯に属する者が、この要綱による補助金の交付の決定を受けていないこと。
- (5) 補助金の申請を行おうとする補助対象製品の購入費について、他の補助制度により補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象製品本体の購入に要した費用とする。ただし、購入に当たってクーポン券やポイント等を利用した場合又は下取りによる値引きがある場合は、それらの金額を控除した額とする。
- (2) 設置、配送、保証料、附属品の購入等に係る経費、既設機器の処分に係る経費並びに消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含まないものとする。

(補助金額)

第7条 補助金の額は、補助対象経費の合計額の30%に相当する額（その額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）又は5万円のいずれか低い額とする。

(交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年度高畠町省エネ家電普及支援事業費補助金交付申請書（別記様式第2号）に次に掲げる書類等を添えて、令和8年5月20日から令和9年2月10日までの間に町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象製品本体購入費（税抜き）、設置及び処分に係る費用の内訳が分かる見積書の写し
- (2) 補助対象製品の型番及び省エネ基準達成率又は統一省エネラベルが確認できる書類等の写し
- (3) 既設家電の設置状況及び型番が確認できる写真
- (4) その他町長が必要と認める書類

(交付決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、令和8年度高島町省エネ家電普及支援事業費補助金交付決定通知書（別記様式第3号）又は令和8年度高島町省エネ家電普及支援事業費補助金不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付申請の変更及び中止等）

第10条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定を受けた後において補助金交付申請の内容を変更しようとするとき、又は事業を中止しようとするときは、令和8年度高島町省エネ家電普及支援事業費補助金変更・中止申請書（別記様式第5号）に、その内容を説明する書類を添付して町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、審査による決定事項については、令和8年度高島町省エネ家電普及支援事業費補助金変更決定（取消）通知書（別記様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告及び補助金の請求）

第11条 交付決定者は、補助対象製品の設置が完了した日から起算して30日に相当する日又は令和9年2月26日のいずれか早い日までに、令和8年度高島町省エネ家電普及支援事業費補助金実績報告書兼請求書（別記様式第7号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）補助対象製品本体購入費（税抜き）及び設置に係る領収書等の写し（購入日、購入事業所名、製品型番、支払金額及び設置場所の住所の記載があるもの）
- （2）補助対象製品の保証書の写し
- （3）エアコン及び電気冷蔵庫にあっては、処分した家電の家電リサイクル券（排出者控）の写し
- （4）補助対象製品の設置状況及び型番が確認できる写真
- （5）その他町長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第12条 町長は、前条に規定する実績報告書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和8年度高島町省エネ家電普及支援事業費補助金の額の確定通知書（別記様式第8号）により交付決定者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他町長が交付決定を取り消すべき事由があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、令和8年度高畠町省エネ家電普及支援事業費補助金交付決定取消通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定は、前条の規定による補助金の額の確定があった後においても適用する。  
（補助金の返還）

第14条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、交付決定者に対し、令和8年度高畠町省エネ家電普及支援事業費補助金返還命令書（別記様式第10号）により、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。